

施設の概要

(金額, 人数等の数値は平成 23 年度実績)

施設名	宇都宮市北山霊園		
所在地	宇都宮市岩本町４８３番地		
根拠条例等	墓地，埋葬等に関する法律（昭和２３年法律第４８号） 宇都宮市墓園条例（昭和３９年宇都宮市条例第１号） 宇都宮市墓園条例施行規則（平成３９年宇都宮市規則第４号）		
設置年月日	昭和３９年３月		
設置目的・ 業務内容	設置目的	北山霊園は，宇都宮市墓園条例（昭和３９年条例第１号。以下「墓園条例」という。）に定める施設として，市民の墓地需用に応えるため，墓地供給を行うとともに，利用者の利便に配慮した適切な霊園の管理・運営を行うことを目的としている。	
	業務内容	（１）施設の運営に関する業務 ア 墓地，納骨堂に関する業務 イ 各種届出の受付業務 ウ 霊園，納骨堂に関する相談業務 （２）施設の維持管理に関する業務 ア 施設の保守管理業務 イ 施設で保有している附帯設備，備品の維持管理業務 ウ 樹木，芝生等植栽の維持管理業務 エ 清掃，警備，防災に関する業務	
開館時間	午前８時３０分から午後５時１５分まで		
休館日	１２月２９日から翌年１月３日まで		
現在の指定管理者	栃木県造園建設業協同組合		
収支概要（千円）	指定管理料等（市支出総額）	３７，４８１千円	
	使用料（利用料金）収入	６１，６６４千円	
利用者数（のべ人数）	１２，０００人		
施設構造	墓地，納骨堂，管理事務所，便所，散策路等		
敷地面積（㎡）	３７９，０００㎡	延床面積（㎡）	362.88㎡（管理事務所）

主な施設内容	施設名	定員（人）	面積（㎡）
	墓 所		4 6 , 4 9 8
	園 路		1 3 5 , 1 6 0
	緑 地		1 9 1 , 3 4 2
	管理事務所（建築面積）		2 6 4
	屋外トイレ 1 箇所（下水）		3 4 . 5
	屋外トイレ 3 箇所（汲取り）		6 5 . 3 4
	給排水受水槽		2 1 . 5 9
	高置水槽		5
	児童公園		1 2 8 5
そ の 他 特 記 事 項	墓地の種類及び造成基数（8, 3 7 9 基）		
	和式墓地		
	第 1 種（2 0 ㎡） 8 9 基		
	第 2 種（1 2 ㎡） 6 1 1 基		
	第 3 種（ 6 ㎡） 3 , 3 4 1 基		
	第 4 種（ 4 ㎡） 4 , 3 3 8 基		
	事務所内施設		
	納骨堂，事務室，作業員控室，礼拝堂，給湯室等		
	納骨堂の種類と設置数		
	短期納骨堂：大（4 体収蔵） 2 4 基		
	短期納骨堂：小（1 体収蔵） 2 0 3 基		
	児童公園		
	ブランコ，滑り台，ベンチ等		